

平成十三年法律第二百二号

小型船舶の登録等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 登録及び測度（第三条～第二十条）
 第三章 小型船舶検査機構による登録測度事務の実施等（第二十一条～第二十四条）
 第四章 雑則（第二十五条～第三十三条）
 第五章 罰則（第三十四条～第三十九条）
 附則

第一章 総則

（目的）

この法律は、小型船舶の所有権の公証のための登録に関する制度等について定めることにより、小型船舶の所有者の利便性の向上を図り、もって小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

この法律において「小型船舶」とは、総トン数二十トン未満の船舶のうち、日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）又は日本船舶以外の船舶（本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る。）であつて、次に掲げる船舶以外のものをいう。
 一 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）
 第二条第一項に規定する漁船
 二 ろかいで主としてろかいで運転する船
 舶
 係留船その他国土交通省令で定める船舶

第二章 登録及び測度

（登録の一般的効力）

第三条 小型船舶は、小型船舶登録原簿（以下「原簿」という。）に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。ただし、臨時航行として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第四条 登録を受けた小型船舶の所有権の得喪は、登録を受けなければ第三者に対抗することができない。

（原簿）

第五条 原簿は、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。（新規登録及び測度）第六条 登録を受けていない小型船舶の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合

合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、新規登録の申請をし、かつ、当該船舶を提示しなければならない。

第三章登録及び測度（第三条～第二十条）の実施等（第二十一条～第二十四条）の規定は、前項の申請があつた場合には、新所有者は、その事由があつたは、申請に虚偽があると認められたときを除き、当該船舶の総トン数の測度（以下「測度」という。）を行い、かつ、次に掲げる事項及び國土交通省令で定める基準により定めた船舶番号を原簿に記載することによつて新規登録を行わなければならない。

（船舶の種類）

一 船籍港

二 船舶の長さ、幅及び深さ

三 船舶の長さ、幅及び深さ

四 総トン数

五 船体識別番号

六 推進機関を有するものにあつては、その種類及び型式

七 所有者の氏名又は名称及び住所

八 登録年月日

（登録事項の通知）

九 第七条 国土交通大臣は、新規登録を行つたときは、申請者に対し、登録事項を國土交通省令で定める方法により通知しなければならない。

（船舶番号の表示の義務）

第十一条 国土交通大臣は、前一条の申請があつた場合その他の場合において、登録小型船舶についてその船舶番号が第六条第二項の國土交通省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その船舶番号を変更するものとする。

第十二条 第七条及び第八条の規定は、船舶番号を変更した場合について準用する。

（船舶番号の変更）

（抹消登録）

第十三条 新規登録を受けた小型船舶（以下「登録小型船舶」という。）について第六条第二項各号（第八号を除く。）に掲げる事項のいずれかに変更があつた場合（次条の規定による移転登録又は第十二条の規定による抹消登録の申請をするべき場合を除く。）には、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、國土交通大臣に対し、変更登録の申請をし、かつ、同項登録の事項の変更の場合は、登録を行わなければならない。

第十四条 第十二条の規定による抹消登録の申請をしていないときは、その定める七日以上の期間において、これをなすべきことを催告しなければならない。

第十五条 小型船舶等の輸入を業とする者（以下「輸入業者」という。）は、小型船舶等を輸入したときは、輸入した日から十五日以内に、國土交通省令で定めるところにより、その船体識別番号等、打刻の状況その他の國土交通省令で定めたところに従い、これをしなければならない。

（輸入小型船舶の打刻の届出等）

第十六条 小型船舶等の輸入を業とする者（以下「輸入業者」という。）は、小型船舶等を輸入したときは、輸入した日から十五日以内に、國土交通省令で定める事項を國土交通大臣に届け出なければならない。

（輸入業者の届出等）

第十七条 何人も、船体識別番号等の打刻を塗抹し、その他船体識別番号等の識別を困難にする行為をしてはならない。ただし、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合においては、申請に虚偽があると認められたとき、又は次条の規定により打刻を塗抹すべき旨の命令を受けた

（登録事項証明書等）

第十八条 登録小型船舶について所有者の変更があった場合には、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、移転登録の申請をしなければならない。

（登録事項証明書等）

第十九条 國土交通大臣は、前項の申請があつた場合には、申請に虚偽があると認められたときを除き、測度（第六条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の場合に限る。）及び変更登録を行わなければならない。

（登録事項証明書等）

第二十条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第二十一条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第二十二条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第二十三条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第二十四条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第二十五条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第二十六条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第二十七条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第二十八条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第二十九条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第三十条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第三十一条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第三十二条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第三十三条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第三十四条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第三十五条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第三十六条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第三十七条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第三十八条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第三十九条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第四十条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第四十一条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第四十二条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第四十三条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第四十四条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第四十五条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第四十六条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第四十七条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第四十八条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第四十九条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第五十条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第五十一条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第五十二条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第五十三条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第五十四条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第五十五条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第五十六条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第五十七条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第五十八条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第五十九条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第六十条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第六十一条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第六十二条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第六十三条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第六十四条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第六十五条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第六十六条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第六十七条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第六十八条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第六十九条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第七十条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第七十一条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第七十二条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第七十三条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第七十四条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第七十五条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第七十六条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第七十七条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第七十八条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第七十九条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第八十条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第八十一条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第八十二条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第八十三条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第八十四条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第八十五条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第八十六条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第八十七条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第八十八条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第八十九条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第九十条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第九十一条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第九十二条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第九十三条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第九十四条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第九十五条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

（打刻の塗抹等の禁止）

第九十六条 第二項及び第三項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

(職権による打刻等)

第十八条 国土交通大臣は、小型船舶が次の各号のいずれかに該当するときは、当該船舶の所有者に対し、船体識別番号等の打刻を受け、若しくはその打刻を塗抹すべきことを命じ、又は自ら船体識別番号等を打刻し、若しくはその打刻を塗抹することができる。

一 船体識別番号等の打刻が他の小型船舶の船体識別番号等の打刻と同一のものであるとき。

二 船体識別番号等の打刻が識別困難なものであるとき。

(譲渡證明書)

第十九条 小型船舶を譲渡する者は、当該船舶を譲渡した旨及び次に掲げる事項を記載した書面(以下「譲渡證明書」という。)を譲受人に交付しなければならない。

一 譲渡の年月日

二 船体識別番号

三 推進機関を有するものにあっては、その種類及び型式

四 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

五 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡證明書(前項の規定により交付を受けている譲渡證明書を有するときには、これを譲受人に交付してはならない。)

六 譲渡證明書に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

(政令への委任)

第七章 小型船舶検査機構による登録測度事務の実施等

(小型船舶検査機構による登録測度事務の実施)

第二十一条 国土交通大臣は、小型船舶検査機構(以下「機構」という。)に、前章に規定する小型船舶の登録及び測度に関する事務(第十五条から第十八条までの規定による事務を除く。以下「登録測度事務」という。)を行わせることができる。

二 国土交通大臣は、前項の規定により機構に登録測度事務を行わせるときは、機構が登録測度事務の全部又は一部を自ら行う場合における登録測度事務の全部又は一部を自ら行う場合における登録測度事務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百二十

は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対しても申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対しても申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年五月三〇日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。（その他の経過措置の委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できなこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起する場合にあつては、当該他の不服申立てを

2 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(を含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

一及び三 布の日 格 び第七十一条から第七十三条までの規定

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五

(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二八年五月二七日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一（二十七）の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及

十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍の「」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十二条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）第三十五条の改正規定（二条例を令む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十五条（がん登録等の改正規定を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例により行する。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。